

一体三身即一四土不二ノ法身一佛ナリ十界ヲ爲レ身
法身也十界ヲ爲レ心報心也十界ヲ爲レ形應身也十界
ノ外無レ佛佛ノ外無レ十界ニ依正不二身土不二ナリ

(遺文廿七册三ウ一八九八)

『本門ノ心談ニ無作三身、此無作三身ト者佛ノ上計ニテ
不レ云レ之森羅萬法ヲ自受用身ノ自体顯照ト談ル也』

(御義下四十三左一四九)

其れ既に佛陀は四大の所成也三身相即四土具足
の身也依法の森羅萬象亦四大の所成体相用本具四
土具足の當體也佛陀に顯本ある何ぞ依法に顯本無
きを得んや。故に本門の意、所謂印度生誕世成道
八十八滅の佛の當體に本覺無作の眞相を談ず、何
ぞ有形現象の森羅當體に顯本無きを得んや。松竹
當體即妙事々無礙也。若し具に云はんか顯本の有
無を論する尙未多當家の實義にあらざ『不働不繕』
なり既に顯本すべきなき也今は顯本に依て無作本
覺を了知するものにして幾分赴様に屬す。

嗚呼本位の手腕にあらずんば唯人が之を能くせ
ん。吾人幸に値ひ難き妙法に遇ひ『地涌にあらず

んば唱へ難き妙法』を朝夕口にし『本眷屬』て不
域に徹到せる、誠に長夜の夢忽に拂除し本覺の悟
に皈せしものか、是を事の顯本即身成とあす已上

鎌倉殿中間答考

高二 藤田高肇

宗門教義研究の一他面には、常に史的考究の離
す可からざるは云ふを待たず、然れども祖滅後、
宗門教理史上に顯れたる問答の如き、之を達意的
に研究し之を具体的に述作せる、著作無きは吾人
の大に怪しむ所なり、(近時小笠原殺堂師日宗史談を公に
せらるる日猶淺く人の掌中に入らず)
古來本宗は第四期文書宗論時代に限らず、祖滅後
六百有餘年間、宗勢一變時代、又は沈衰時代及多
小の攝受論者輩出せしと雖も、兎角破排主義に立
脚せる故、何れの時代に於ても各宗憎惡的的たり
き、従て彼れ此の緇素間には、紛騒、問答、宗論
等屢演出せられき、其實否は暫く置き我は彼に勝
てり』と云ひ、『彼は我に伏せり』と云ひ、自他共
に實論、虚論、上げて數ふ可からず、此に吾人の

論せんとする題材『鎌倉問答』の如きも、稿を草するも、抑々大膽ある希望なり。何と云へば、凡そ史料研究には豊富確實なる材料と、精緻ある、建設的頭惱と、卓越せる、識見と鋭利老練なる史眼とを有せざる可からず。只、徒に難澁ある秃毫を馳せて、質疑を呈露せるのみ、願くば先哲、諸賢、愚童を感念し、一讀指導を賜へば、歡喜に狂せん。

頃年、歸省の砌『鎌倉殿中三ヶ度問答記』と題せる古寫本を得、又小林是恭師の『鎌倉殿中間答記に就て』と題せる論文を読み、(日宗新編)更に頃日了義達師の『鎌倉殿中間答記縁略注』と題せる一卷を披見し、課餘、三者を對照して讀み去り、讀み來りし所、更に記中の事實に疑問を生じ、種々の史蹟を、尋求めしも、そが正確なる解決の一斑をも得ざりき、今右の三者より得たる、數個の疑點と事項とを、提出し以て先哲諸賢の御垂示を仰がん。

先づ論題に入るに先立て、前書目の大要を記述

せば、余所持の古寫本は『鎌倉殿中三ヶ度問答記』と題し、文字は御家流、倭文にて解かある筆跡なれども、筆者の名無く、文章の結構は談議体にて、著者も無く、總紙數五十六紙、初中後三問答に課を設け最後に本國寺開運大黑天の來由を示す。小林師所持の寫本は、表紙には『鎌倉殿中間答』弘化乙酉歲菊月摩訶吉辰完隨所持』と、卷末に記して曰く『上總國小西檀林』と、紙數廿三、卷頭第一に、江戸城開築者太田道灌に筆を起し、以て幕府政治の性質を一言し、進て自ら『鎌倉殿中間答』の意義及び其由來を示せりと。次に版本は『鎌倉殿中間答記録』と題し、記録者は三位僧都妙龍院日靜上人、和文隨筆体、總紙數四十一紙、元應元年乙未九月十六日日靜注記とあり、寛保元年開版也(宗祖滅後四五九)又了義達師の著述は『鎌倉殿中間答記録畧註』と題し、寛保元年辛酉孟冬良日光山廿八世了遠總師の開版にて一卷、(宗學章疎目錄一)是れ靜師の『鎌倉殿中間答記録』の倭文を翻し、漢文となし、書中所引の經、論、釋、及譬喩等の依處

を擧げ注せるものなり。

今、日宗新報所載の論文を主旨とし、二三の異點を示さん、

然ルニ其殿中ニ於テ他宗門ト吾宗ハ前代未聞ノ購^{カナル}問答被^{ニテ}仰付^ク御座ル其問答ノ次第ヲ具ニ記録^{セタル}此一卷ナレバ名付テ殿中間答記ト申也時ニ由來ヲ尋ルニ吾祖弘安五年壬午自ニ御入滅ニ今年文保二戊午年迄卅六年也

(是れ問答の前年也翌元應迄なれば滅後三八年也)先^ニ其ノ事ノ興^リ知^ラバ利非分明^ナ亦信^テ生^{スル}事疎^シ然^レ者其問答ノ起^ラ存^{スル}ニ凡高祖大菩薩期ノ大旨事新^{シク}申^ニ不^レ及故^ニ宗門^{タル}者常々御丁聞也云々(是記小林師の寫本に依る然る宗祖大菩薩號を賜は滅後七十八年目也故に此書當時の作に非ざる事明白也)

畧注卷尾、銳師、跋文には、宗祖の安國論献上並蒙古侵逼を論じ、而日『高祖著三十一通ノ書ヲ送^リ遣^{ハシテ}鎌倉殿及建長寺等ノ之處々一曰^ク夫レ私^ニ決^{ムル}ハ邪正^ヲ者如^シ暗中ノ錦衣不^レ見^ニ其ノ色^ヲ潤底ノ長松不^レ遇^ハ良匠^ト唯^ニ願^フ召^シ集諸宗^ニ公庭^ノ對論專^ラ所^{ナリ}庶幾^{スル}』云々

宗祖一度、鶴林に滅を示し給ふや、其の功蹟は永劫に久遠の慈悲と流れて、末代吾等、愚痴、暗

鈍の子を薰發し、寂光の樂園に導き給ふ、其の流を掬せらるゝ老尊各聖、地に據して法鼓愈々高し中にも松葉ケ谷の朗尊、法陣を張り、堂々權實二教の軍を起し、破邪顯正の法期を立て、獅子孔の梵音、他門道俗の耳朵をかすめ、遂に執權高時の耳に入る、又例の權謀術數の奸手を廻してか、諸宗の道俗訴狀を捧けて曰く日蓮^ガ所^ニ宗門^トスル^ニ邪法ノ大惡法也其故ハ破^レ他自^ラ是念佛ハ無間禪ハ天魔其外諸宗無得道ト云フ也誠ニ佛法中怨ノ外道トハ是也仰^キ願^ハ以^ニ公勢^ヲ破却^シ被仰付^一候様奉^ニ願上^ニ候也文(是の訴狀餘書になし)

執權高時、頑迷無道にして執政の明あく、奸佞邪智の佞臣府に蔓り、讒者交々起り、天下累卵の危にありと雖も、更に顧みず、酒色逸樂に耽り、何等の策を講ずるなし故に諸宗の妍僧邪俗、虚に乘じて訴狀を捧げ、遂に殿中間答を決行せしむるに至れり、此れ全く二ケ年に涉りし三ケ度問答の起因とも云ふ可き歟幕府議己に決して大命を朗尊に降す(命の寫本には大膳大夫入道を使者として松庵を訪はしめ寺社奉行所へ出仕を命ず)朗尊何事

ならんと、大膳大夫圓喜殿の館に出頭しければ、曰く『御上意にて来る廿日、鎌倉中の僧侶を召集め、其方相手に、法の邪正曲直、問答爲致、若し一言一句の誤だも有らば、師弟共に遠島は勿論、其上日蓮宗(此の事後に出す)を可ニ相潰(余の寫本に依る)』と嚴命せしかば、朗尊曰く『此度の上命實に無上の光榮なり、若し此事宗祖御存在中ありせば、如何に喜悅し給ひしならん、從て其結果も見る可かりしに噫！然るに滅後三十餘年、時機斯に至り、蟄懷忽ち啓けたり、雖然御覽の如く、拙僧は七句を越わたる老僧、齒も缺け、音も通じ難く、書見等甚だ困難、加之命旦夕に迫れり、天下の公場に於て、苦し些細の疎漏失過あらんか、通じては宗門を辱しめ、別しては宗祖御聖德を穢し、下幾多の信者を誑惑するの大罪を犯さんが、師資共に大阿鼻獄の焔苦に遇はん、幸我に弟子二人有り、其中一人を拙僧が名代たらしめ給へ』と、入道殿稍々思索して遂に朗師の申狀を許しぬ、此れ畢竟自滅を招く因由ならんと思へばあり、朗尊歸庵の上、高第

日像を召すと雖も、像師今や御聖遺を奉して、洛陽弘通の眞最中あれば、早速應ずる能はず、故に使者を越後に馳せて、日印上人を迎ふ(印師は越後の弘通不明也別統十三、十三云元享元年癸辛に産也、雖當年道化す、余の寫本には武藏邊弘通と版本全欠)印師命を拜して、古今未曾有の戰場に三ヶ度の大獅子孔、正直捨權の妙弓にて、權門道俗を説伏し、時人の心膽を寒からしめたり。

己上は問答の起因及び、開戰準備等を古寫本に依りて示せる者にして、版本所述は、是等の前提全く無く、二者共に問答往復の記録のみにして、總論なく結論なし、然れども、靜師自ら當時記録の正確あるを記して、曰く『日靜固トモリ雖モ頑愚ナリ、厥ノ時ニ待レ側ニ問答親ク聞ク今爲レ糺ニ明セシカ當時ノ之錯謬ヲ且爲レ備シテ後世ノ之龜鑑ニ粗ナリ註ニ記ス之更非ニ加ルニ私意ニ只記スル一席ノ問答ニ耳』(略注十二右)又曰く『今所ニ記録ニ雖ニ是疎略ナリト而モ爲レ繩ニシテ於當時ノ之糺謬ヲ且爲レ備シテ子後昆ノ之龜鑑ニ不レ顧ニ頑魯ニ則住ニ預リ聽クニ不移ニ時日ヲ粗ナリ注ニ記ス之』(略注廿三左)

又達師の略注には、自叙して曰く『是以倭漢雜

糅ニシテ不レ成ニ文藻ヲ余雖ニ不肖ナリト忘レ不遜ノ答ヲ只譯シ

倭字ヲ爲ヘル漢語ニ耳不ニ敢テ添ニ削本ノ之義趣ニ且加

ニ略注ヲ便リス于初學ニ』文又卷尾銳師跋文に、曰く『先

師日達大僧都乃チ翻ニ倭字ニ以爲ニ漢語ニ加ニ注脚ヲ余

靜師版本

小林師寫本

寫本

第一回問答

時代 北條高時執權文保戊午二年十二月廿日

論者 雖者十宗坊 答者日印上人

場所 長崎入道圓喜の館(先師は鎌倉殿中ミテ

臨場人物 北條相模守高時殿、舍弟左近將監

衛門尉、葛山六郎左衛門尉、同四郎左

入道、其他大小名諸士百司列座

速記者 不明

(靜師は第二第三より隨從せるが如し)

論旨 (一) 諸宗無得道論中主として念佛無間論

(二) 天臺三大部中念佛稱讚文の會通

▲元應元年己未八月廿三日印師所用登城の途

中高時に謁し大繕太夫入道に念佛無間の理

をさす

(竹馬草雜(寶馬實刀の譬を假る)

同	上	鎌倉殿中	不	明	同	上	同	上
加賀阿闍梨十宗坊	又は極樂寺十宗坊				(一) 同	上	(二) 十宗坊曰く法華題目抄「一日に六七千萬遍	を稱へて暇あらば念佛せよ」の會通耳他全
▲全	缺	缺	缺	缺	缺	缺	缺	缺

嗣チ先師ノ之遺跡ニ猥リニ補ハル大光山主ニ見テ斯ノ勝事ヲ

不堪ヘ欣拆ニ聊馳ニ禿毫ヲ書ニ干楮尾ニ文』

更に正しく問答所論の大意を述べ、前書の記録

に付、異同を比較對照せんに(了師略注は記事に異

變あければ今は不用)

同 上 加賀阿闍梨鬼神十宗坊及び光明寺

殿中の如し

上記に大繕太夫入道圓喜、同次郎高重、曾彌

彦次郎入道江海禪門(同人ならん)を入る

其他名僧碩學宏濶才智の博學者三百餘人

筆者 安藤左衛門尉、藤内左衛門尉

案者 彈正大弼、鹽飽修理大夫

(一) 念佛無間論中總別を分つ總破は天臺忘心流

實證禪律、念佛、別破は法然上人の石念佛

(二) 同 上

▲全缺(但し第二問答の大繕太夫をさす所

如何) 光明寺間天臺三大部中靜前無得道の文

に譬喩を引く)

時代元應元年九月四日

論者

適者、葛山六郎左衛門尉、椿曾彌彦次郎禪門慧海、長崎新左衛門高資

場所

執事長崎新左衛門入道、之館（先師作三鎌倉殿中）

臨場人物

相模守殿、舍弟左近太夫將監、其他一族

論旨

諸宗無得道論より進みて法華經本迹二門中別して方便壽量二品を讀誦して餘品を讀まざる所以及當家にて天臺の疏釋取捨如何

(イ)、葛山問曰爾前應病與樂は實の得道に非ずや如何
(ロ)、椿曾彌問法華の妙体も禪の妙体（第一義諦）も同じ理由如何
(ハ)、長崎問曰妙法五字は心内外何れぞや
(ニ)、執事入道印師の機辨捷疾に心服莞爾而笑ふ

九月五日高時と椿曾彌禪門と昨日問答評す
同月六日殿中に樟禪門、葛山及高時の間に先日問答評あり後乃議メ召シ名越谷ノ伊羅護律師道日、立河九郎ヲ爲、便所ニ道日ヲ所居ニ中畧、皆道日赴ニ武藏一不レ在ニ其居ニ

九月八日師師參、執事館、今日由ニ政務ノ之第一而無ニ謁見テ時大夫將監殿遣ニ使一人ヲ一人新左衛門高資一人某來問曰去四日間答

十宗坊已に敗れて鎌倉に學僧なし時に元應元年八朔日の節旬に諸大名登城祝賀の節に佛法に志ある武士を以て問難せしむるに決す
元應元年八月二十三日

大繕太夫入道、桂山六良左衛門尉、長崎新左衛門等

鎌倉殿中

日靜上人經論疏釋を持て隨待す他不明

上記全缺

第二問答終ふるや大繕太夫印師に告て曰く「亦重れて學僧を召し集め法門問答可ニ申付」
「印師答曰く、是上隨分學僧を御吟味被レ遊問答被ニ仰付」可レ然奉レ存候何時なりとも罷出問答致可し」と挨拶す
已下記事全缺

同 上

同 上

大繕太夫入道、葛山六郎左衛門椿曾彌彦次郎入道長崎四郎左衛門一子新左衛門高資

鎌倉殿中

北條殿、御舍弟左近太夫將監、平泰家其外大名武官也。

イ、大繕太夫入道問爾前經墮地獄の理由
ロ、葛山問曰同上

ハ、椿曾彌問曰同上

ニ、新左衛門問曰同上

隨自隨他の意を以て佛一代聖教を判じ法華最勝を力説す
同上記事

已下全缺

勝負如何（小林師は初より三人にて印師を訪ふま）

九月十日日印參ニ執事ノ館ニ守殿及將監殿已下諸大名列座ス太繕太夫入道監飽中務即發シ言曰如シハ所立者一向ニ捨ニ餘經ヲ乎ノ質問ニ答ふ、

第三回問答

時日 元應元年九月十五日

論者 問者伊羅護律師道日

場所 鎌倉殿中

答者 日印上人

侍者 如眞坊律師日尊、越後公日了

記者 三位僧都日靜

臨場人物

相模守、左近太夫將監、長崎新

左衛門舍弟四郎左衛門、大繕太

夫入道、彈正大弼、木工頭監飽修理、安

東藤内左衛門權曾彌彦次郎入道等外司候

大名諸士百司

論旨一、者依ニ憑ノ何レノ證據ニ但タ信シテ餘經

餘佛ヲ而不レ信ニ法華經一者定テ是隨土獄ノ業因

二、者餘深法中示教利喜豈ニ非レヤ許ニスニ餘經ノ得道一耶

三、者捏般正見法ケ邪見ノ問答

同 上

那古屋の伊羅護律師道日云ふ

同 上

同 上

侍者全缺

靜師は第二問答より隨從せろが如し

不 明

同 上

同 上

同 上

同 上

名越ヶ谷伊羅護律師道日大阿闍梨

同 上

同 上

已下全缺

相模守高時公、向左近太夫將監平泰家公、大繕太夫入道、葛山六郎左衛門權曾彌彦次郎入道、長崎四郎左衛門尉、同新左衛門高資外諸大名一統

同 上

同 上

同 上

三書問答記錄同異大略如是、然るに、靜師問答記に曰く「其ノ夜(十五日)相模守殿語ヲ樟曾彌禪門ニ曰ク道日不レ堪ヘ對揚ニ亦墮負ケリ矣猶ヲ募ツテ學匠ヲ重テ遂ニ問答ヲ誰レカ堪ニ其ノ器ニ時ニ有テ衆議ニ遺ニ使テ葛西谷長老ニ不知即チ命ヌ與ニ法華宗ニ可ニ對論一之旨ヲ長老辭退シ乃チ指ニテ餘人ヲ曰ク訴ニ智通坊最モ可レ然ル矣因テ同十六日樟曾彌奉レ命ヲ即ニ往リ名越大藏谷智通坊カ所ニ彼ノ僧ノ曰ク久ク已ニ廢學セリ雖モ然ト公命難シ默經ニ數十日ヲ聖教稽古シ而後ニ應シ參ス」云々而して記錄者を定め、其の記錄を叡岳三井に送り、勝負決せずんば更に、唐土乃至天竺に問訊して、其勝敗を決せんと云ひしが、遂に此の催ちかりき。(未完)

論相承與付囑關係

承前

高一、佐藤秀温

地 本 論

第一章 付 囑

第一節 塔中別付囑

大聖釋迦牟尼佛は調機入實の爲めに、從淺至深して、說法教化す、之に依りて衆生の昔情頓に蕩除され、皆悉く一佛乘の機となりぬ。茲に於てか佛陀本懷自証の奧義奧底を展開すべき、警鐘の梵音は、靈鷲山に響けり。此れ他ならず、法華の開顯也。而も佛陀の慈悲救濟は、唯に在世の衆のみに非ず、遠く滅後未來際までの、重病なる一切衆生を是を投じて遍く救はんと欲し堂々たる尊無過上の儀式を整へ、以つて地涌の本眷屬をば、召集し大法を付囑せらる。

附囑二様となり、一は塔中別付囑、一は塔外總付囑也、其の付囑の儀相を云はゞ、法師、寶塔に事起り、涌出壽量に事顯れ、神力囑累に事竟る也、即ち

「唯能於此娑婆國土廣說妙法蓮華經佛欲以此妙法華經付囑有在」の文に依りて事起り。

「若聽我等於佛滅後在此娑婆世界勤加精進護持讀誦書寫供艱是經典者當於此土而廣說之亦爾時佛告諸菩薩摩阿薩衆止善男子不須汝等護持此經乃至是